

件 名	賃金等の変動に対する工事請負契約について
受付日	令和7年3月10日、17日
ご意見・ご提案 の概要	工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の規定に基づき、発注者である県と協議を行ったところ、断られた。 インフレスライド条項を適切に運用するように指導してほしい。
県の考え方	インフレスライド条項については適切に対応すべきものであり、受注者から協議があった場合には誠実に対応するよう周知しました。今後も、周知徹底してまいります。
担当課	県土整備部 技術検査課